

MRMの 団体保険のご案内

MRM研究会会員の皆様

医師賠償責任保険

歯科医師賠償責任保険

産業医等活動
賠償責任保険

団体総合生活保険
(所得補償)

別紙リーフレットをご参照ください。



©東京海上日動

団体割引

20%…医師賠償責任保険 **15%**…団体総合生活保険(所得補償)
別紙リーフレットをご参照ください。

保険期間

2026年1月1日午後4時～**2027年1月1日午後4時**

加入締め切り

2025年11月18日(火) 締切

保険期間中の中途加入も受付します。 中途加入 毎月**20日**締切



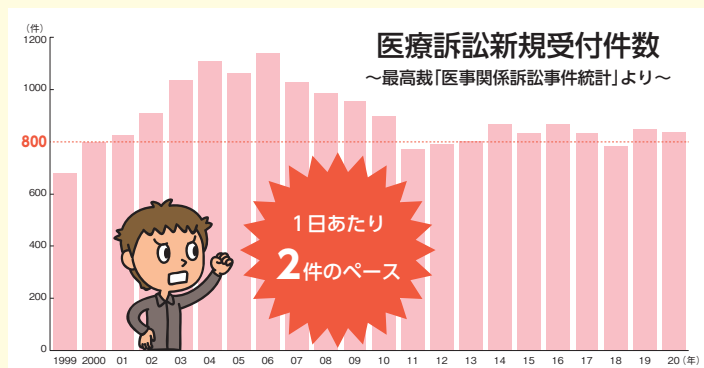
INDEX

● はじめに	1
● MRM団体保険について	3
勤務医向け医師賠償責任保険（医師特別約款）	5
開業医向け医師賠償責任保険（＝医師特別約款＋医療施設特別約款）	6
歯科医師賠償責任保険（＝医師特別約款＋医療施設特別約款）	7
産業医等活動賠償責任保険（＝賠償責任保険普通保険約款＋嘱託医業務特別約款）	8
● ご加入方法のご案内	9
● ご加入後の流れ	11
● よくある質問	12
● 補償の概要等・重要事項説明書	13
● 各種お問合せ先	裏表紙

訴訟リスクへの備えは必須です！

ご存知ですか？

医師の長時間労働や弁護士の増加により医療訴訟の件数は年間**800**件に達します



裁判所, 「医事関係訴訟事件の処理状況及び平均審理期間」, 2021
<https://www.courts.go.jp/saikosai/vc-files/saikosai/2021/210630-1heikinsinri.pdf>

時間とお金に大きな負担が…

CASE :

新生児(女児)に脳性麻痺の後遺症が遺ったのは、分娩誘発剤投与に関する分娩監視義務を怠った市立病院の過失と認定(平成16年)



裁判期間が
長くなることも…

裁判期間
医療事故から

12年

平均審理期間は

約**2**年

賠償請求額が
高額に…

賠償請求額

約**2億600**万円

審理に**2年**も
かかるなんて…



億単位の賠償金
なんて払えない!

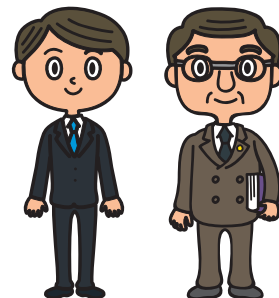
MRM 団体保険の おすすめ 3 ポイント！

POINT

1

医療事故解決をサポート

MRM 団体保険では保険会社・保険代理店が事故解決をサポートします。

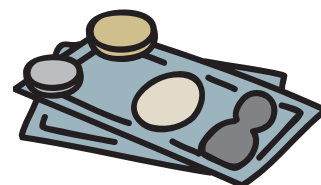


POINT

2

医師賠償責任保険の 団体割引は最大の 20%

医師賠償責任保険の団体割引は 20%
団体総合生活保険（所得補償）の団体割引は 15%
いずれも団体割引適用により、個人でのご加入より割安です。

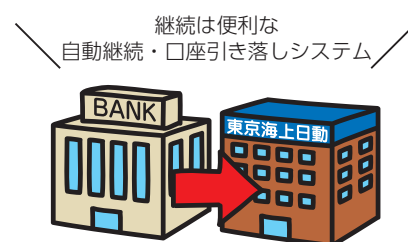


POINT

3

MRM 会員であれば 勤務先が変更となっても 補償は継続

国内に限ります。
※住所変更など変更があった際は必ず総合お問い合わせ先にご連絡ください。



MRM団体保険ラインナップ

ご加入者（被保険者・記名被保険者）はMRM会員に限られます。

種 類	対 象	特 長
❶ 勤務医向け医師賠償責任保険	勤務医	病院に勤務される先生方にご加入いただくことができます。
❷ 開業医向け医師賠償責任保険	開業医	開業医の先生方にご加入いただくことができます。 「医師賠償責任保険」と「医療施設賠償責任保険」がセットされた保険契約です。
❸ 産業医等活動賠償責任保険	個人／診療所	通常の医師賠償責任保険では補償されない産業医等の活動リスクを補償します。
❹ 歯科医師賠償責任保険	勤務歯科医・ 開業歯科医	歯科医の先生方にご加入いただくことができます。
❺ 団体総合生活保険（所得補償）	MRM会員	別冊団体総合生活保険リーフレットをご覧ください。

※産業医等活動賠償責任保険は医師賠償責任保険に加入していることが加入条件です。

【開業予定の先生方へ】

■変更の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

開業される際は、変更手続き等が必要となりますので、お手数ですが、必ず事前に総合お問合せ先までご連絡賜りますようお願いいたします。

なお、開業後に医療事業の経営主体が変更される（個人→法人（医療法人）、法人→個人）場合には別途契約の再締結が必要になりますので、必ず事前に **総合お問合せ先** までご連絡を賜りますようお願いいたします。

加入保険早見チャート

最適な保険をご確認ください。

はい → いいえ →

勤務医・開業医の方はこちら



START

勤務医ですか
開業医ですか

勤務医

産業医等の活動
をしていますか

開業医

診療所に在籍する
医師が産業医等の
活動をしていますか

① 勤務医向け医師賠償責任保険 … P5
③ 産業医等活動賠償責任保険 …… P8
(加入パターン：個人)

① 勤務医向け医師賠償責任保険 … P5

② 開業医向け医師賠償責任保険 … P6
③ 産業医等活動賠償責任保険 …… P8
(加入パターン：診療所)

② 開業医向け医師賠償責任保険 … P6

歯科医師の方はこちら



START

勤務歯科医
ですか

④ 歯科医師賠償責任保険 …………… P7

④ 開業医向け歯科医師賠償責任保険… P7

その他の方

勤務医と開業医を兼務しているなど、
上記以外の方は **総合お問合せ先** へご連絡ください。

勤務医向け医師賠償責任保険（医師特別約款）

① 医師賠償責任保険とは

医療業務の遂行に起因する患者の身体・生命の障害が**保険期間中に発見された場合に（事故発見日ベース）**、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。

② 保険料と支払限度額

(1) 保険料は次の2タイプからお選びください。

(団体割引：20%、免責金額：なし)

タイプ		Sタイプ	Aタイプ
対人支払 限度額	1事故	2億円	1億円
	保険期間中	6億円	3億円
年間保険料（一時払）		51,570円	40,660円

(2) 中途加入の場合（毎月1日が加入日となります）

中途加入 保険料 (円)	始期日	Sタイプ	Aタイプ
	1月1日	51,570	40,660
	2月1日	47,270	37,270
	3月1日	42,970	33,880
	4月1日	38,680	30,500
	5月1日	34,380	27,110
	6月1日	30,080	23,720
	7月1日	25,790	20,330
	8月1日	21,490	16,940
	9月1日	17,190	13,550
	10月1日	12,890	10,170
	11月1日	8,600	6,780
	12月1日	4,300	3,390

* 12月加入の方は、翌年度1年分保険料と併せてご請求いたします。

《開業を予定されている先生方へのご注意》

勤務医の方が開業される場合は、契約内容の変更手続きが必要ですので、事前に **総合お問合せ先** または引受保険会社まで必ずご連絡ください。

ご注意

- ご加入後、住所や加入内容を変更される場合は、事前に代理店または引受保険会社までご連絡ください。
- 開業される場合は、この保険を切り替えて、別途開業医向けの賠償責任保険等にご加入いただく必要があります。事前に代理店または引受保険会社まで必ずご連絡ください。
- 日本医師会のA会員である場合には、「日本医師会医師賠償責任保険」に加入されております。「日本医師会医師賠償責任保険」に関するお問合せは、日本医師会ならびに各都道府県医師会の窓口にご連絡ください。

加入手続き方法はP9をご覧ください

開業医向け医師賠償責任保険（＝医師特別約款＋医療施設特別約款）

① 開業医向け医師賠償責任保険とは

開業医の先生方にご加入いただくことができます。

- 『開業医向けの医師賠償責任保険』とは「**医師賠償責任保険**」と「**医療施設賠償責任保険**」がセットされた保険契約です。
- 「**医療施設賠償責任保険**」は病院の開設者向けの保険です。また、医療施設賠償責任保険のみのご加入はできません。
- * ご加入者（被保険者）は、MRM会員に限られ、**また医師会A会員の方はご加入になれません**。

■医師賠償責任保険

医療業務の遂行に起因する患者の身体・生命の障害が**保険期間中に発見された場合に（事故発見日ベース）**、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。

■医療施設賠償責任保険

医療施設に起因する事故、医療施設の用法に伴う仕事の遂行もしくはその結果に起因する事故、提供もしくは販売し占有を離れている生産物（食品や商品など）に起因する事故、またはこれらに伴う不当行為によって発生した人格権侵害（医療行為に起因する人格権侵害を除きます。）について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です（医療業務の遂行に起因する患者の対人事故を除きます。）。

このご案内書で使用する用語の意味は、次のとおりです。

被保険者	医師賠：医療施設の開設者 医療施設：①医療施設の開設者（記名被保険者）、 ②記名被保険者の使用人その他業務の補助者
事故	医師賠償責任保険においては、患者の身体・生命を害したことをいいます。医療施設賠償責任保険においては、対人・対物事故（医療業務の遂行に起因する対人事故を除きます。）をいい、他人の身体・生命を害したことを【対人事故】、他人の財物を損壊したことを【対物事故】といいます。
財物の損壊	財物の滅失、破損または汚損
不当行為	不当な身体の拘束または口頭・文書・図画等による表示
人格権侵害	他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害
支払限度額	保険会社がお支払いする保険金の限度額
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払い対象となる損害の額から差し引かれる金額。免責金額は、被保険者の自己負担となります。

※2023年1月の改定で、医療施設賠償責任保険の被保険者の範囲を改定いたしました。

個人立診療所と法人立診療所の違いについて

<法人立の医療施設がご加入される場合>

医療施設の開設者である法人が、被保険者・記名被保険者となります。

<個人立の医療施設がご加入される場合>

医療提供施設の開設者である個人が、被保険者・記名被保険者となります。

② 保険料と支払限度額

(1) 保険料は次の2タイプになります。

(団体割引：20%、免責金額：なし)

タイプ		Sタイプ	Aタイプ
医師賠償責任保険	対人	1事故 2億円	1億円
	保険期間中	6億円	3億円
医療施設賠償責任保険	対人	被害者1名につき 1億円	1億円
	1事故	10億円	10億円
	対物	1事故 1,000万円	1,000万円
	被害者1名	1,000万円	1,000万円
	1回の不当行為	1億円	1億円
	保険期間中	1億円	1億円
年間保険料（一時払）		80,430円	62,190円

(2) 中途加入の場合（毎月1日が加入日となります）

中途加入保険料（円）		Sタイプ	Aタイプ
	1月1日	80,430	62,190
	2月1日	73,730	57,010
	3月1日	67,040	51,840
	4月1日	60,320	46,640
	5月1日	53,620	41,460
	6月1日	46,920	36,280
	7月1日	40,230	31,110
	8月1日	33,510	25,910
	9月1日	26,810	20,730
	10月1日	20,110	15,550
	11月1日	13,420	10,380
	12月1日	6,700	5,180

※12月加入の方は、翌年度1年分保険料と併せてご請求致します。

(3) 上記ご案内は無床診療所の場合になります。有床診療所の場合は、個別にご案内しますので、別途お問合せください。

ご注意

- 各医療施設に勤務する医師個人の賠償責任を補償するものではありません。
- 勤務医師個人が負担する賠償責任を補償するためには、別途「勤務医向けの医師賠償責任保険」にご加入いただく必要があります。
- 日本医師会会員の方は、日本医師会の補償制度と重複する可能性がございますので個別にお問合せください。

加入手続き方法はP9をご覧ください

歯科医師賠償責任保険（＝医師特別約款＋医療施設特別約款）

① 歯科医師賠償責任保険とは

歯科医の先生方にご加入いただくことができます。

●開業歯科医の先生は「開業医」タイプのみご加入いただくことができます。「開業医」タイプとは「医師賠償責任保険」と「医療施設賠償責任保険」がセットされた保険契約です。

●勤務歯科医の先生は「勤務医」タイプのみご加入いただくことができます。

*ご加入者（被保険者）は、MRM会員に限られます。

■医師賠償責任保険

医療業務の遂行に起因する患者の身体・生命の障害が**保険期間中に発見された場合に（事故発見日ベース）**、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。

■医療施設賠償責任保険

医療施設に起因する事故、医療施設の用法に伴う仕事の遂行もしくはその結果に起因する事故、提供もしくは販売し占有を離れている生産物（食品や商品など）に起因する事故、またはこれらに伴う不当行為によって発生した人格権侵害（医療行為に起因する人格権侵害を除きます。）について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です（医療業務の遂行に起因する患者の対人事故を除きます。）。

このご案内書で使用する用語の意味は、次のとおりです。

被保険者	医師賠：医療施設の開設者 医療施設：①医療施設の開設者（記名被保険者）、 ②記名被保険者の使用人その他業務の補助者
事故	医師賠償責任保険においては、患者の身体・生命を害したことをいいます。医療施設賠償責任保険においては、対人・対物事故（医療業務の遂行に起因する対人事故を除きます。）をいい、他人の身体・生命を害したことを【対人事故】、他人の財物を損壊したことを【対物事故】といっています。
財物の損壊	財物の滅失、破損または汚損
不当行為	不当な身体の拘束または口頭・文書・図画等による表示
人格権侵害	他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害
支払限度額	保険会社がお支払いする保険金の限度額
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払い対象となる損害の額から差し引かれる金額。免責金額は、被保険者の自己負担となります。

※2023年1月の改定で、医療施設賠償責任保険の被保険者の範囲を改定いたしました。

② 保険料と支払限度額

(1) 保険料は次の2タイプからお選びください。

(団体割引：20%、免責金額：なし)

タイプ			開業医 (D1タイプ)	勤務医 (D2タイプ)
責任 賠償	対人	1 事故	1 億円	1 億円
		保険期間中	3 億円	3 億円
医療施設賠償責任保険	対人	被害者 1 名につき	1 億円	—
		1 事故	3 億円	—
	対物	1 事故	500 万円	—
		被害者 1 名	1,000 万円	—
	人格権侵害	1 回の不当行為	1 億円	—
		保険期間中	1 億円	—
年間保険料（一時払）			6,260 円	5,410 円

(2) 中途加入の場合（毎月1日が加入日となります）

中途加入 保険料 (円)		開業医	勤務医
	1月1日	6,260	5,410
	2月1日	5,740	4,960
	3月1日	5,220	4,510
	4月1日	4,700	4,060
	5月1日	4,180	3,610
	6月1日	3,620	3,160
	7月1日	3,140	2,710
	8月1日	2,600	2,250
	9月1日	2,080	1,800
	10月1日	1,560	1,350
	11月1日	1,040	900
	12月1日	520	450

* 12月加入の方は、翌年度1年分保険料と併せてご請求いたします。

加入手続き方法はP9をご覧ください

産業医等活動賠償責任保険（＝賠償責任保険普通保険約款＋嘱託医業務特別約款）

この保険はMRM研究会の医師賠償責任保険に加入していることが加入条件です。

① 産業医等活動賠償責任保険とは

- 現在の医師賠償責任保険では補償されない**医療行為以外を補償**

産業医等の活動により、従来の病院（診療所）賠償責任保険では対象外となる医療行為以外の行為（産業医、健康管理医、学校医、保育所等の嘱託医としての職務活動）において発生した事故によって第三者に対して負担する法律上の賠償責任を補償します。

- 医師個人での加入のみならず、診療所に勤務する医師個人を包括的に補償**することが可能（オプション）

診療所の開設者だけでなく、診療所に勤務される勤務医師の方々も無記名で包括的に被保険者とすることができます。（ただし、名簿を備えることにより常に対象となる勤務医師を把握できる状態にしておく必要がございます。）

- 団体向け専用補償**

MRM研究会の会員医師・診療所のニーズにお応えして開発した団体向け専用補償です。

事故想定例

産業医の派遣を委託している企業の従業員Aから、建設現場での高所作業を行って良いかの判断を求められた。狭心症の既往があることから「高所作業不可」と回答した。後日、従業員Aが「高所作業が出来ないこと」を理由に勤務先の企業から解雇された。従業員Aから「自身が解雇され不利益を被ったのは産業医の回答によるものだ」として、産業医を派遣した診療所が賠償請求された。等

- 被保険者

- ・個人契約：日本医師会のA会員以外で、MRM研究会の勤務医師賠に加入している医師個人
- ・診療所契約：MRM研究会に所属する、診療所の開設者（包括担保特約：医療施設の開設者の使用人その他開設者の業務の補助者である医師のうち規定する名簿に記載された者（勤務医師包括担保特約 第1条参照））

- 対象となる活動

法令によって定められた次の職務となります。

- ・産業医 ・健康管理医 ・学校医
- ・児童福祉法により定められた保育所等の嘱託医

② 支払限度額・年間保険料

パターン① 嘱託医業務特別約款＋勤務医師担保特約条項

パターン② 嘱託医業務特別約款

パターン③ 嘱託医業務特別約款＋勤務医師包括担保特約条項

支払限度額（※1）（1請求・保険期間中）			1億円／3億円
年間保険料	個人	基本契約	5,000円
	診療所	基本契約	5,000円
		基本契約＋包括担保特約（※2）	10,000円

	加入パターン	加入必須	基本契約	包括担保特約（※2）
個人	パターン①	勤務医師賠	● （被保険者＝勤務医個人）	付帯なし
診療所	パターン②	開業医賠	● （被保険者＝診療所開設者）	付帯なし
	パターン③	開業医賠	● （被保険者＝診療所開設者）	● （被保険者＝産業医個人）

（※1）支払限度額は被保険者ごとに個別に適用します。

（※2）包括担保特約は、診療所の産業医等活動賠償責任保険に加入した場合のみ加入いただけます。単独での加入はできませんのでご注意ください。

中途加入の場合（毎月1日が加入日となります）

中途加入保険料（円）		パターン①	パターン②	パターン③
	1月1日	5,000	5,000	10,000
	2月1日	4,580	4,580	9,170
	3月1日	4,170	4,170	8,330
	4月1日	3,750	3,750	7,500
	5月1日	3,330	3,330	6,670
	6月1日	2,920	2,920	5,830
	7月1日	2,500	2,500	5,000
	8月1日	2,080	2,080	4,170
	9月1日	1,670	1,670	3,330
	10月1日	1,250	1,250	2,500
	11月1日	830	830	1,670
	12月1日	420	420	830

加入手続き方法はP9をご覧ください

ご加入方法のご案内

ご加入方法

STEP
1

MRM研究会・団体保険 申込書等の記入

- **A** 申込書をご記入ください。
記入方法については、**B** 記入例をご参照ください。



① MRM入会申込書の記入

- ・青枠内のお申込者情報を全て記入します。
(e-mailは必ずご記入をお願いいたします)

② 預金口座振替登録書の記入

- ・口座名義人、ご指定口座など口座情報を全て記入します。
- ・口座登録印を2、3枚目の所定の箇所に鮮明に押印ください。

※ネット銀行では下記以外のご指定できません。
PayPay、セブン、住信SBIネット、イオン、新生、あおぞら、auじぶん

③ 賠償責任保険 加入申込書の記入

- ・赤枠内の全ての項目を記入します。
- ※住所の変更がよくある場合は、更新案内などを確実にお届けするため、ご自宅かご実家の住所をご記入ください。
- ・職業・職務、保険タイプを選択します。
- ・申込書の指示のとおり告知事項申告欄に告知し、ご署名いただきます。

④ 団体総合生活保険（所得補償）

- ※**㊦** 団体総合生活保険リーフレットをご参照ください。
- ※**㊩** 加入申込書その他「健康状態告知書」に告知が必要です。

⑤ 補償の概要・重要事項説明書を必ずご確認ください。

⑥ ご加入のポイント

- ・医師賠償責任保険については、高額賠償時代に備える**Sタイプ**をおすすめします。
- ・団体総合生活保険（所得補償）は広くドクターにご好評いただいている団体保険です。詳しくは団体総合生活保険リーフレットをご参照ください。

STEP 2

保険料の振込み（初年度のみ）

- 保険料は、加入の初年度分のみ振込みが必要です。次年度から、P9 ②で記入されたご指定口座からの引き落としになります。（団体総合生活保険（所得補償）は初回から口座振替のため、保険料の振込みは不要です）
- **E** ゆうちょ銀行 払込取扱票を、**B** 記入例に沿って必要事項を記入し、所定の期限までにお振込みください。通常は、加入月の前月20日となります。
- 払込取扱票はゆうちょ銀行ATMで利用できます。土日でも取扱いが可能です。



STEP 3

加入申込書の返送 → 加入者票の到着（手続き完了）

- 保険料の振込後（STEP2終了後）、**A** 加入申込書（兼預金口座振替登録書）を**F** 返信用封筒に封入しご返送ください。（3枚目はお客様控となります）
- 封入前に、記入内容に漏れがないかご確認ください。（口座登録印、保険タイプ、保険料、告知書（署名）など）
- 加入後約1か月で保険の加入者証が届き、手続きは完了となります。
- 加入者証は、保険加入を証明するものとなりますので、加入期間中大切に保管してください。（ご自宅やご実家でも大切に保管してください）



賠償責任保険の保険期間・保険料・加入締め切りについて

団体総合生活保険（所得補償）については別紙リーフレットをご参照ください。

- **保険期間** 2026年1月1日午後4時～2027年1月1日午後4時
- **中途加入** 保険期間中の中途加入も受付します。
中途加入時の保険期間 保険料振込月の翌月1日午後4時～2027年1月1日午後4時
※ 4月加入の研修生の方は2026年4月10日（金）までにお振込みください。
- **保 険 料** 保険料は保険内容の案内ページ（P5～P8 参照）をご参照ください。
初 年 度 ご加入初年度のみ保険料をお振込みください。
次 年 度 口座引き落としとなります。
中途加入 加入時期によって保険料が変わります。
- **加入締め** 2025年11月18日（火）締め
中途加入 毎月20日締め

重要 ご注意ください

「STEP2：保険料の振込み」「STEP3：加入申込書の返送」は同時に上記加入締めまでに完了してください。加入締めまでに完了しませんでしたら、補償の開始が遅れ、保険金のお支払いができない場合があります。

ご加入後の流れ

事故・ 保険金請求 のご連絡

- 事故が発生した際は、すみやかに下記フリーダイヤルへご連絡ください。

東京海上日動安心110番

0120-720-110 (受付時間 365日・24時間)

株式会社東京海上日動パートナーズTOKIO新宿支店新宿支社 (略：TNP新宿)

03-5333-1431 (受付時間 平日9:00～17:00)

年会費の 引き落とし

- 年会費は、MRM研究会の運営維持に使用いたします。
- 金額：1000円（1年間）
- 年会費のお支払い対象：毎年1月1日時点で団体保険制度に加入の皆様
- お支払い方法：1月の保険料に上乗せされ、保険料とともに一括の引き落としとなります。
- 通帳の概要欄には「NS MRM」と表示されます。

ご契約の 更新

- 保険期間の満期前に、更新のご案内をお届けいたします。
- ①自動更新（内容に変更がない場合）
 - 現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までに、ご加入者の方からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度パンフレットに記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了解いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。
- ②契約内容を変更したい場合
 - （更新用）団体保険加入依頼書の青枠部分に記入いただき、かつ変更内容など必要事項を記入し、返信用封筒でご返送ください。
- ③更新しない場合
 - （更新用）団体保険加入依頼書の青枠部分に記入いただき、かつ「全員更新しない」に○を入れ、返信用封筒でご返送ください。

保険期間中 の変更

(住所・氏名・その他)

- **総合お問合せ先** 専用メールまたはお電話でお知らせください。
変更方法についてご案内いたします。

脱退に ついて

- **総合お問合せ先** 専用メールまたはお電話でお知らせください。
団体保険の未経過期間に応じ保険料を返還できる場合があります。

総合お問合せ先

株式会社東京海上日動パートナーズTOKIO新宿支店新宿支社 (略：TNP新宿)

〒151-8560 東京都渋谷区代々木2-11-15 新宿東京海上日動ビル8階



E-mail : **dr-support@tnp2000.jp**

(住所変更などの一般的なお問合せなどはメールでご連絡ください。)

TEL : **03-5333-1431** (平日9:00～17:00)

Q&A よくある質問



Q1

**登録情報を変更したい
(住所・電話番号・改姓)**

お電話もしくは書類手続きとなります。
改姓で保険料振替口座の名義変更の場合は、ゆうちょ銀行のみ書類手続きが必要です。

Q2

**保険料振替口座の変更、
支払方法の変更は可能ですか**

書類をお送りします。登録までに約2か月かかりますのでその間は現在の口座から引落しです。
なお、口座振替以外の方法はお選びいただけません。

Q3

**勤務先が変わった場合は
手続きが必要ですか**

手続きは不要です。国内の医療行為はすべてカバーされる保険です。
常勤先だけでなく非常勤やアルバイトも補償の対象となります。
開業されたもしくは医師会A会員の場合はご連絡ください。担当者から詳細をご案内します。

Q4

加入者票はいつ頃発送されますか

更新時は始期日前月の末頃に保険会社より発送しております。
中途加入は手続き完了後約1か月で発送予定です。

Q5

領収書発行について

団体保険のため領収書は発行しておりません。加入者票が領収書代わりとなります。

Q6

確定申告の控除対象になりますか

医師賠償責任保険は控除の対象とはならない損害保険です。所得補償保険は所得税・住民税の生命保険料控除の対象です。

Q7

解約について

毎月1日付で承ります。書類を送付しますので解約希望月の前月20日までに書類をご返送ください。

Q8

加入中のタイプ変更をしたい

団体総合生活保険（所得補償）は更新時のみ可能です。更新書類でお手続きとなります。
医師賠償責任保険は毎月1日付で承ります。
更新時以外は変更希望月の前月20日までに手続きが必要です。
A→Sへ変更の場合は差額保険料のお振込み手続きも必要です。
1月1日の更新時に変更希望の場合は、11月末までに更新書類の返送をお願いしております。

Q9

発見日ベースとは

保険期間中に発見された事故が対象となりますので、患者の身体の障害が発見された時点で保険に加入していることが条件となります。
〔「発見」は、被保険者が事故を最初に認識した時（認識し得た時を含みます。）または被保険者に対して損害賠償請求が提起された時（提起されるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。）のいずれか早い時点をもってなされたものとします〕

ご不明な点がございましたら、
裏表紙の **総合お問合せ先** に
お気軽にお問合せください



補償の概要等・重要事項説明書

医師賠償責任保険、医療施設賠償責任保険

(1) 保険金をお支払いする場合

■医師賠償責任保険

被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内で行った医療業務の遂行に起因する事故が保険期間中に発見^(*)され、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。

(*) 被保険者が事故を最初に認識した時（認識し得た時を含みます。）または被保険者に対して損害賠償請求が提起された時（提起されるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。）のいずれか早い時点をもってなされたものとします。

■医療施設賠償責任保険

次のいずれかの事由に起因して日本国内において保険期間中に発生した事故（医療業務の遂行に起因する患者の対人事故を除きます。）、または次のいずれかの事由に伴い日本国内で保険期間中に行われた不当行為によって発生した人格権侵害（医療行為に起因する人格権侵害を除きます。）について、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。

- ①記名被保険者が所有、使用または管理する医療施設（設備を含みます。）
- ②医療施設の用法に伴う仕事の遂行またはその結果
- ③記名被保険者が提供・販売した食品や商品などのご加入時に定めいただいた財物

(2) お支払いする保険金の種類、お支払い方法

①法律上の損害賠償金

法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金

※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。

②争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。）

③損害防止軽減費用

事故または人格権侵害が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続き、または既に発生した事故または人格権侵害に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用

④緊急措置費用

事故または人格権侵害が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用

⑤協力費用

引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

※詳細は、保険約款でご確認ください。

保険金のお支払い方法は次のとおりです。

- ・上記①の法律上の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
- ・上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払いの対象となります。（支払限度額は適用されません。）ただ

し、上記②の争訟費用については、「①法律上の損害賠償金＞支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

(3) 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

■医師賠償責任保険、医療施設賠償責任保険共通

- ・保険契約者または被保険者の故意
- ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ・地震、噴火、洪水、津波、高潮

■医師賠償責任保険

- ・次のものの所有、使用または管理に起因する賠償責任
 - ア. 被保険者が業務を行う施設または設備
 - イ. 航空機、車両（原動力がもっぱら人力である場合を含みます。）、船舶または動物
- ・名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任
- ・美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任
- ・医療の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ・所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する賠償責任。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する賠償責任を除きます。

■医療施設賠償責任保険

＜対人事故・対物事故、人格権侵害共通＞

- ・医療行為の対象となる者が被った身体の障害
- ・建物の外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
- ・医療施設の修理、改造または取壊し等の工事
- ・次に掲げるものの所有、使用または管理
 - ア. 航空機、自動車または原動機付自転車
 - イ. 医療施設外における船、車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）または動物
- ・昇降機の所有、使用または管理についての被保険者の故意または重大な過失による法令違反
- ・被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造し、販売し、もしくは提供した生産物または行った仕事の結果
- ・次の財物の損壊または使用不能（財物の一部のかしによるその財物の他の部分の損壊または使用不能を含みます。）
 - ア. 生産物
 - イ. 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます。）

＜人格権侵害＞

- ・医療行為
- ・最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為
- ・事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為
- ・被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）
- ・被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
- ・広告・宣伝活動、放送活動または出版活動

産業医等活動賠償責任保険

保険金をお支払いする場合

被保険者の日本国内における産業医・学校医等の嘱託医としての業務の遂行に起因して発生した不測の事故について、保険期間中に損害賠償請求がなされ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金をお支払いします。＊1

＜勤務医師包括担保特約条項（嘱託医特別約款用）付帯の場合＞

- ＊1 被保険者が既に対象施設の開設者の使用人または業務の補助者でない場合を含みます。ただし、その被保険者が名簿に記載されている場合に限りです。

お支払いする保険金の種類、お支払い方法

(1) 保険金の種類

①法律上の損害賠償金

法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金
※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。

②争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用や訴訟費用等（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。）

③損害防止軽減費用

事故＊1が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用

④緊急措置費用

事故＊1が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用

⑤協力費用

引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

- ＊1 嘱託医としての業務の遂行に起因して発生した不測の事故をいいます。

(2) 保険金のお支払い方法

上記①の損害賠償金については、支払限度額を限度に保険金をお支払いいたします。（この嘱託医業務特別約款における支払限度額は被保険者1名ごとに適用されます。）

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いいたします。

この保険の対象とならない主な場合

この保険では、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ①医療行為 ②故意または重過失による履行不能または履行遅滞 ③産業医等の嘱託医としての業務の履行の追完もしくは再履行、産業医等の嘱託医としての業務の結果自体の改善もしくは修補または産業医等の嘱託医としての業務に関する対価の返還 ④サイバー攻撃等

保険プランについての注意事項 ～団体保険にご加入いただく方は、必ずお読みください～

●契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。

●注意喚起情報はご加入いただく保険のお申込みをいただくに際して、お客様にとって不利益となる事項など、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。

●この書面はご加入いただく保険に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明点等につきましてはパンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

○保険プランとは：勤務医向け医師賠償責任保険、開業医向け医師賠償責任保険、産業医等活動賠償責任保険、歯科医師賠償責任保険の4つを指します。

1. 告知義務

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。＊代理店には、告知受領権があります。

2. 通知義務

＜勤務医向け医師賠償責任保険＞＜開業医向け医師賠償責任保険＞＜産業医等活動賠償責任保険＞＜歯科医師賠償責任保険＞
ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の

変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約（特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

4. ＜重大事由による解除について＞

以下に該当する場合は、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にご加入の保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
- ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

5. 他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保

険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

6. 引受保険会社が経営破綻した場合等

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金・返戻金等の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の人数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限ります））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返戻金等は原則として勤務医向け医師賠償責任保険、開業医向け医師賠償責任保険、産業医等活動賠償責任保険、歯科医師賠償責任保険は80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故にかかわる保険金については100%）まで補償されます。

※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

7. 保険契約者の権利について

本契約はMRM研究会を保険契約者とし、会員である医師・歯科医師等を被保険者とする勤務医向け医師賠償責任保険・開業医向け医師賠償責任保険・産業医等活動賠償責任保険・歯科医師賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、MRM研究会（メディカルリスクマネジメント情報連絡協議会）が有します。

8. 保険プランの詳細について

このパンフレットは、勤務医向け医師賠償責任保険・開業医向け医師賠償責任保険・産業医等活動賠償責任保険・歯科医師賠償責任保険の内容をご説明したものです。詳細につきましては、契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款およびこれに付帯する特約条項によります。保険約款およびこれに付帯する特約条項内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、これらの保険の内容について、ご不明の点がありましたら取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。又、加入を申込みれる方と被保険者が異なる場合には、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

9. 保険料の一括払込みが必要な場合について

（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込み頂くことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合等

※保険期間の開始後、保険料の払込前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象とな

る方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります）。

10. 示談交渉について

保険会社が被害者の方との示談交渉を行う『示談交渉サービス』はございません。従いまして、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、お客様（被保険者）ご自身及び病院側ご担当者、被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置ください。なお、引受保険会社の承認を得ないで被保険者側で示談締結をされた場合には、賠償金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。

11. 事故時の対応について

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶発的な事故を発見したとき、または事故が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

12. 代理店の業務について

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っています。従いまして、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

<保険金請求の際のご注意>

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することが出来ます（保険法第22条第2項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対してすでに損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

<個人情報の取扱いに関するご案内>

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業

務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp/）をご参照ください。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

（<https://www.sonpo.or.jp/>）



0570-022808



IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には「総合お問い合わせ先」までご連絡ください。

各種お問合せ先

事故・ 保険金請求

事故が発生した際は、すみやかに下記フリーダイヤルへご連絡ください。

東京海上日動安心110番

0120-720-110 (受付時間 365日・24時間)

総 合 お問合せ先

MRM団体保険への加入申し込み・その他のお問合せは、下記 **総合お問合せ先** へご連絡ください。

株式会社東京海上日動パートナーズTOKIO新宿支店新宿支社（略：TNP新宿）

〒151-8560 東京都渋谷区代々木2-11-15 新宿東京海上日動ビル8階

E-mail : dr-support@tnp2000.jp (住所変更などの一般的なお問合せなどはメールでご連絡ください。)

TEL : **03-5333-1431** (平日9:00～17:00)

※情報の保護・正確性のため、Email または FAX でご連絡をお願い致します。

※個人情報保護により、ご本人以外からのお問合せには対応できかねる場合がありますのでご了承ください。

本保険に加入できるのはMRM会員に限ります。

MRM（メディカルリスクマネジメント）研究会事務局

〒108-0074 東京都港区高輪2-12-13レジデンス高輪201号室（医療ガバナンス研究所内）

E-mail : info@mrm21.net HP : <http://www.mrm21.net/>

(引受保険会社)

東京海上日動火災保険株式会社

担当課 東京新都心支店 開拓第一チーム

〒150-8560 渋谷区代々木2-11-15 新宿東京海上日動ビル 5F

(取扱代理店)

株式会社東京海上日動パートナーズTOKIO

新宿支店新宿支社（略：TNP新宿）

〒151-8560 東京都渋谷区代々木2-11-15 新宿東京海上日動ビル8階

E-mail : dr-support@tnp2000.jp TEL : 03-5333-1431 (平日9:00～17:00)